

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、製図係として主にパソコンによる図面作成業務に従事していた。
- 2 請求人は、平成〇年〇月〇日、C医院に受診し、「不安障害、自律神経機能不全」と診断され、その後、平成〇年〇月〇日、D内科クリニックへ転医し、「うつ病」と診断された。請求人によると、平成〇年〇月〇日、上司に怒鳴られた際に足から崩れるような感覚と恐怖を感じ、その後、手足の発汗、動悸、不安感等の症状が出現したことから、心療内科において投薬治療を継続していたが、調子が良くなれない状態が続いたという。請求人は、平成平成〇年〇月以降仕事を休んだところ、病気を治して復職したいという意思があつたにもかかわらず、会社から自己退職か復職かと迫られ、精神的に追い詰められる中、平成〇年〇月〇日に解雇予告通知を受けたため、急激に症状が悪化したという。
- 3 本件は、請求人が、精神障害の発病は業務上の事由によるものであるとして休業補償給付を請求したところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争点

請求人に発病した精神障害が、業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 請求人の精神障害の病名と発病時期については、決定書理由に説示するとおり、平成〇年〇月頃にICD-10診断ガイドラインの「F32 うつ病エピソード」(以下「本件疾病」という。)を発病したものと判断する。請求人は、平成〇年〇月頃には症状固定になっており、同年〇月頃に新たに精神障害を発病したものであると主張するが、請求人が平成〇年に本件疾病を発病した後に寛解したとの事実は確認できないことから、同主張は採用することができない。
- (2) 精神障害の業務起因性の判断基準は、決定書理由に記載の「心理的負荷による精神障害の認定基準について」(平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。)のとおりである。
- (3) 請求人は、本件疾病の発病前に生じた業務による心理的負荷をもたらす出来事として、Eから、納品した図面に関して、しつこい奴だなと怒鳴り付けられたことを挙げているが、決定書理由に説示するとおり、当審査会としても、同出来事は発病前おおむね6か月間の出来事ではないことから、本件疾病の発病をもたらした業務による出来事として評価することはできない。このほか、一件記録を精査しても、発病前おおむね6か月間に業務による心理的負荷をもたらす出来事は見いだせないことから、被災者に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められない。
- (4) なお、F医師は、平成〇年〇月〇日付け回答書において、「平成〇年〇月〇

日に社長に自立支援の申請をしたいと打ち明けてから、具合が急速に悪くなっていた。」と述べ、G医師も、この平成〇年〇月中旬頃に症状が悪化したとの判断を否定していないことから、当審査会としては、請求人が同時期に精神障害を悪化させた可能性については否定できないと判断し、同時期における業務上の出来事を検討するも、請求人は、平成〇年〇月〇日の自立支援医療制度申請に際して、H社長から、「ある程度の期間で治らなければ、悪いけど、お引き取り願います。」と告げられたという出来事を主張するにとどまるものである。当審査会としては、同発言があったことが事実であるとしても、同出来事が認定基準の特別な出来事に該当しないことは明らかであり、決定書理由に説示するとおり、業務上の事由による悪化であるとは認められないものと判断する。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。